

第3章 手当について

提言

- 1 地域手当を職員全体に支給するのであれば、「地域」性の意義、支給の実質的根拠を再検討する必要があるだろう。そうしないと支給基準が異なる倉敷市などと比較して、市民の納得感が得られないおそれがある。
- 2 住居手当は、金額を縮減すべきである。
- 3 特殊勤務手当については、ほとんどについて廃止もしくは金額の縮減をすべきであり、縮減する場合には最低でも浜松市並の改定をすべきである。
- 4 手当の廃止、削減によって生じた原資は、貢献、実績を考慮した給与体系の原資、予算に充当すべきである。

第1 給与と手当の意義

1 給与の意味

毎月に支給される給与は、「基本給」と「諸手当」で構成されるのが民間の考え方及び実態である。地方公務員の場合は、基本給が「給料」という呼称である。総務省のホームページの資料でも、地方公務員の給与体系は次表のように説明されている。

(表 3-1) 地方公務員の給与体系

平成 19 年 4 月 1 日現在

地方公務員			(参考) 国家公務員 (一般職)
給料	給料表の給料月額		俸給表の俸給月額
	給 与	諸手当 職務 関連 手当	地域手当
特殊勤務手当			特殊勤務手当
時間外勤務手当			超過勤務手当
宿日直手当			宿日直手当
管理職員特別勤務手当			管理職員特別勤務手当
夜間勤務手当			夜勤手当
休日勤務手当			休日給
管理職手当			俸給の特別調整額
期末手当			期末手当
勤勉手当			勤勉手当
期末特別手当			期末特別手当
義務教育等教員特別手当			—
定時制通信教育手当			—
産業教育手当			—
農林漁業普及指導手当			—
災害派遣手当			—
生活 関連 手当			扶養手当
		住居手当	住居手当
		単身赴任手当	単身赴任手当
		寒冷地手当	寒冷地手当
人材 確保 手当		地域手当	地域手当
		初任給調整手当	初任給調整手当
		特勤勤務手当	特勤勤務手当
		へき地手当	—
その 他		通勤手当	通勤手当
		特定任期付職員業績手当	特定任期付職員業績手当
		任期付研究員業績手当	任期付研究員業績手当
		退職手当	退職手当

2 手当の性質

(1) 手当は、上記のとおり基本給に付加して支給されている。それは、支給対象者によって個別の事情が異なるから、公平の観点からして、全員に対して支給すべきでないという考慮があるからである。全員に対して支給される正当な根拠が存在するのであれば、基本給に包含させれば良いはずであり、そうすることを回避させる理由付けは、退職金の算定の基礎金額に含まれるということ避けるという以外には考えにくい。

(2) ところで、手当については、民間では

「生活配慮的な性質を有するもの」＝家族・扶養手当、住宅手当、地域手当

「人事管理目的の性質を有するもの」＝単身赴任手当、資格手当、

精勤・皆勤手当、出向手当

「基本給の補完的な役割、性質を有するもの」＝管理職手当、危険手当、

交代勤務手当

「労働量の多寡に応じる性質を有するもの」＝時間外勤務手当、休日出勤手当、

営業手当、呼出手当

という区別をする考え方があるが、

総務省は上記のとおり「職務関連手当」「生活関連手当」「人材確保手当」「その他」に区分している。しかし「職務関連手当」の「職務関連」という意味は明確にはなっていない。

3 手当を監査対象とする理由

(1) 給与、人件費、物件費

民間では、人件費とは給与の総額(給料、諸手当、賞与)に社会保険料などの法定福利費及び福利厚生費を合計した総額を意味する。岡山市の平成20年度当初予算の説明として岡山市の人件費(退職手当、事業会計は除く)は414億円と説明されている。当初予算(実質ベース)2,171億円の19.08パーセントであり、岡山市の説明は従来よりも透明性が高まっている。後記のとおり岡山市の実質人件費率が22.2パーセントとされているがこれは退職手当を含んでいることによる。

(2) 「浜松市行財政改革推進審議会」の平成19年度第2回会議録の23頁において、浜松市の総務部長が、「浜松市の19年度の一般職員の定数は6,262人であること。市議会議員及び非常勤職員に対して支払われる報酬が37億円。一般職員の給料が252億円、退職手当を除く手当が158億円、健康保険や共済年金に市が支払うべきものが74億円。退職手当が65億円、臨時職員の賃金が16億円」と説明している。

(3) 行政では、給与、給料、手当、報酬、物件費という用語が使用され、一般会計、特別会計、事業会計があり、「給料」の金額だけを説明されると手当が除外されており人件費の金額が少ないと誤解する。つまり、浜松市では給料252億円に手当158億円を加算した410億円が浜松市の一般職員の給与の総額(給料の1.6倍)と

いうことである。

- (4) ちなみに、「広報はままつ」の平成 19 年 11 月 5 日号によると、地方公務員法第 58 条の 2 に基づく浜松市の条例により公開されたものとして、平成 18 年度決算では歳出総額が 2,453 億円、人件費(三役、議員などの特別職に支給される給料、報酬を含む)は 533 億円でこの人件費率は 21.8 パーセントと公表されている。岡山市においても、平成 20 年 3 月に「岡山市の給与・定員管理等について」として公開されている。両市を比較すると次のとおりとなる。

(表 3-2)

	住基台帳人口	歳出額	人件費	人件費率
浜松市	82 万 336 人	2,453 億 9,370 万円	533 億 9,685 万円	21.8%
岡山市	68 万 3,258 人	2,246 億 8,398 万円	499 億 368 万円	22.2%

なお、浜松市の平成 19 年度の普通会計予算によると、職員数は 5,773 人(この員数は普通会計の数字であり、正規職員の総数と異なる。岡山市も普通会計の員数は平成 18 年度では 5,069 人である)、給与費として給料が 230 億円、期末勤勉手当が 95 億円、退職手当を除くその他手当が 47 億円で合計 373 億円という予算が組まれていたが、上記の総務部長の発言のとおり、予算では 373 億円であるが浜松市の実態実績は 410 億円になっているのである。

- (5) 岡山市でも平成 18 年度普通会計決算として平成 20 年 3 月に「岡山市の給与・定員管理等について」として次表のとおり公開されており、職員 1 人当たりの「給与費」は 682 万 5,000 円であり、中核市の平均が 684 万 1,000 円であったと説明されている。

上記のとおり、岡山市の平成 20 年度当初予算の説明として岡山市の人件費(退職手当、事業会計は除く)は 414 億円と説明されているのであり、市民からすると給与費 345 億円と人件費 499 億円、414 億円の関係と相違金額が巨額であることと本監査報告書の別の箇所でも岡山市の職員 1 人当たりの人件費が 800 万円と記載していることとの関連であるが、800 万円には職員給に共済等負担金が含まれている。

このように、岡山市において、報告する相手方の部署対象が求める内容に照らして報告しているという制約があり、説明する局面で数字が異なるのである。

人件費 499 億円から市長等のいわゆる三役の給与及び市議会議員の報酬を控除しても約 480 億円強であり、職員数約 6,000 人で割り算すると職員 1 人当たり約 800 万円という金額になり間違いではないのである。

いずれにしても、岡山市においても手当の規定内容、構造を無視して人件費の総額、効率化を把握することは出来ないものであり、監査の対象とした。

(表 3-3)

(単位 千円)

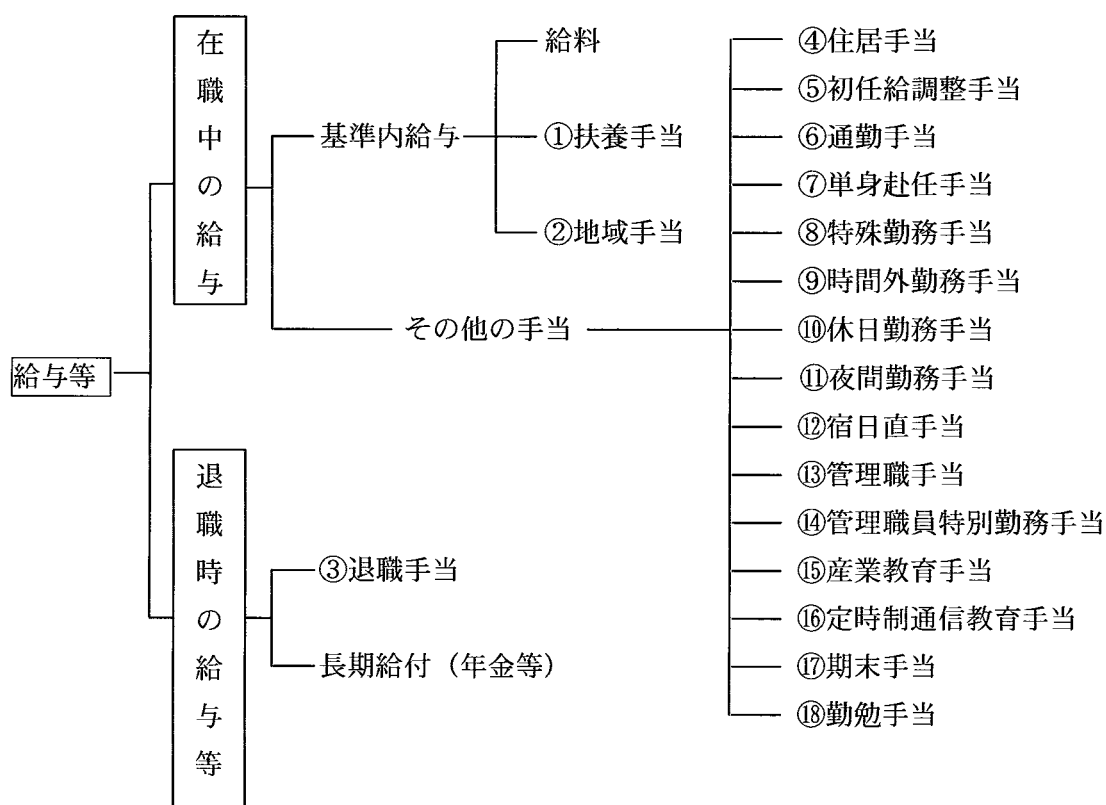
職員数	給料	職員手当	期末、勤勉手当	計
5,069 人	20,782,218	5,141,306	8,673,882	34,597,406

1人当たりの給与費の計算式: 345億9,740万6,000円 ÷ 5,069人 = 682万5,000円

第2 岡山市の手当の内容

1 岡山市の手当の根拠条例

「岡山市職員の給与に関する条例」によって、給与、手当が規定されている。手当の種類は、基本的には総務省の資料と同様である。岡山市の一般職員の給与等の体系は次のとおりである。



2 岡山市の手当の内容

(1) 岡山市の手当は上記のとおり 18 種類の手当がある。

一般職員の特殊勤務手当の内容の一覧は、末尾資料①のとおりであり、末尾資料②ないし④で、浜松市、岡山市、広島市、静岡市、堺市及び横浜市を一覧的に比較可能としている。

(2) 特に、末尾資料④の「市の取組方針」「行革審の答申」について説明しておく、浜松市では、「浜松市行財政改革推進審議会」が設置されており、この審議会において浜松市の手当に関して審議、答申がなされたのであって、その答申の内容が

「行革審の答申」欄記載のとおりである。これを受けて浜松市が実施した内容は「市の取組方針」のとおりであり、「行革審の答申」のとおりとは一致していない。

浜松市行革審の考え方は、手当支給の対象、根拠となっている事務事業の内容が、何も特殊なものでなく本来的な事務事業に包含されていること、「それが当該職員の仕事そのものであり、そのために給与が支払われているはずだ」ということである。また、「業績と給与の関連を深めていくべきであって、年功序列的な給与体系や生活配慮的に手当の存在意義が理由を失いつつあり、これらを是正していく必要がある」という考慮もあると推認される。

これに対して、浜松市役所としては激変を回避したいという考慮があることは容易に推察できる。

- (3) なお、横浜市では、ほとんどの特殊勤務手当は無いことに注意する必要がある。

第3 問題点の指摘

岡山市においては、平成19年度に消防署員に関係する「通信勤務手当」が廃止されたこと、しかし他の手当に関しては検討が十分になされているとは言いがたいことは既に指摘した。以下、他の都市との比較をしながら問題点を指摘していきたい。なお、定型的な手当については比較を省いている。監査人の意見は、特殊手当については末尾資料①の「監査人意見」欄に簡潔に記載している

1 扶養手当(条例第5条)

国と同じであり問題点として指摘することは無い。

2 地域手当(条例第6条の2)

- (1) 岡山市の給与条例の第6条の2では、「地域手当は、すべての職員に支給する」と規定されているが、地域手当の定義は考えれば不明瞭である。岡山市という地域に何らかの特殊性とか特別の事情が存在しているために岡山市が職員に対して配慮する必要性が有るとは認めがたい。

職員のほとんどが岡山市に居住し岡山市という地方自治体に自ら希望して勤務しているはずにもかかわらず職員全てに対して、地域手当という名称で岡山市が支払うべき根拠が監査人には理解しがたい。納税者である岡山市民の意識として、「他の地域から懇請して岡山市に職員として働きに来てもらっている」という考えは無いはずであるし、岡山市の地域性や環境が他都市と比較して特殊性が有るとか劣悪だとか高物価という事実も無いはずである。

- (2) 隣の倉敷市(条例13条の2参照)では、東京事務所に勤務する職員に対して18パーセント、医療職に対して15パーセントのみを地域手当として支給し、福山市では東京都特別区に勤務する者に対して13パーセント、広島市に勤務する者に対して3.3パーセントを地域手当として支給している。このように限定している自治体が有ることを認識する必要がある。

東京都の物価水準が高いので、生活費を補填する趣旨で「地域手当」名目で支給することに納得感はあるが、通常は岡山市を離れての転勤も無く地元勤務している職員全員が支給されるということでは、給与面での著しい官民格差が無い限りは性質的には地域手当は「第2の給料」ということになろう。公務員に対して過去に「調整手当」を支給されていたことがあり、東京勤務の際には地方勤務当時に比較して生活費がかかった経験があり、調整手当は合理性が否定できない部分もあった。名称の問題という考えもあろうが、今後とも本質実体に関して検討する必要はあろう。

- (3) 監査人としては、将来的には地域手当に充てられていた原資を業績給与、業績に従って支給に差異がつく賞与の原資に充てるべき改革が必要であるとする。

もっとも、横浜市は、全職員に対して12パーセントの地域手当を支給しているが、特殊勤務手当をほとんど全廃している事実があり、「手当も実質的には給与だ」という考え方にたち、簡素化したと評価できるのなら合理性があろう。

3 住居手当(条例第6条の3)

- (1) 住宅手当は、生活配慮的な手当である。過去の経緯は、まず借家人となっている職員に対して住宅手当の支給が開始され、平等論から持ち家の職員にも拡充されたようであるが再考が必要である。国家公務員には転勤が予定され、住宅面でも二重生活をする必要があつて本拠以外に別途借家を借りるという場合には職員に出費が発生し、転勤を命じた国が対象者に対して配慮することは合理的である。
- (2) しかし、転勤も無い、自分の意思、自己決定で持ち家を有する者や借家住まいをしている岡山市職員に対して住宅手当を支給する根拠は乏しい。また持ち家を所有する職員に対して住宅手当を支給する合理性は、「持ち家奨励」という社会政策的な考慮しか無いはずであり、そういう政策なら住民全体が対象となるはずで別途の政策(住宅減税)でカバーすべきであり、岡山市が市役所職員に対してのみ支給することの正当性は乏しい。基本給で生活できないという事情は無いはずである。

民間企業では住宅手当を支給していない例もある。したがって、住宅手当は少なくとも国と同じ基準、内容に留めるべきであろう。浜松市が改革をしたのは正当であり、浜松市と同様の金額にすべきであるし、持ち家の支給期限についても岡山市の7年というのも5年にすべきである。

4 初任給調整手当(条例第6条の4)

対象は医療職に関係する職員に限定されており指摘する点はない。

5 通勤手当(条例第7条)

岡山市の通勤手当の詳細は、末尾資料②および③のとおりである。通勤手当は実費の補填という性質を有するが、人材の採用面での競争原理を無視ないし捨象して高額の通勤手当を支払う根拠は無い。岡山市の限度額は国と同じである。

6 管理職手当

国の仕事に比較して高度に配慮する必要性と相当性が存在することは判断できないから国と同じ基準、内容に止めるべきである。

7 管理職員特別勤務手当

意見は無い。

8 産業教育手当

(1) 工業に関する課程を置く高等学校の実習教諭及び実習助手に対して月額 11,500 円が支給されている。

(2) 専門的な技能に対して支払われているものであろうが、本来的な業務であり職員の採用確保、離職防止に必要とか効果があることが検証されている事実がある場合には合理性を有するが、そうでなければ改革の必要がある。

9 定時制通信教育手当

(1) 定時制の課程を置く高等学校の教員(本務として定時制教育に従事する教諭、養護教諭、実習教諭、養護助教諭、常勤の講師及び実習助手に限る)に月額 19,000 円が支給される。

(2) 採用確保、離職防止に必要とか効果があることが検証されている事実がある場合には合理性を有するが、そうでなければ改革の必要がある。

第4 特殊勤務手当について

特殊勤務手当の平成 18 年度の実績は次表のとおりであるが、職員全体に占める手当を支給される対象職員の割合が 26.3 ないし 64.4 パーセントと相当に高いことに気がつく。つまり「特殊性」が維持されているのか、特殊だという点に説得力があるのか疑問である。

(表 3-4)

	1	2	3
所属、職種	一般職員	公営企業	病院
支給金額の総額	3 億 3,910 万 7 千円	1,439 万 2 千円	9,832 万 1 千円
職員 1 人当たりの平均支給金額	6 万 7,000 円	4 万円	20 万 4 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	26.3 パーセント	64.4 パーセント	56.3 パーセント
有る手当の種類	9	11	8

今回は一般職員に関する特殊勤務手当のみを監査の対象としている。公営企業(水道局が例である)及び病院関係の職員の特殊勤務手当の内容は末尾資料⑤、⑥のとおりであ

り、一般職員関係の特殊勤務手当に対する監査人の意見を類推して頂きたい。

監査人の意見の結論は、末尾資料①の監査人意見欄記載のとおりであるが、以下に説明する。なお「浜松市と同様」という意味は、「(浜松)市の取組方針」と同様という意味である。監査人の意見は、今回の岡山市の見直し前に内部的に限り開示していたので、報告書においてそのまま記載している。従って鑑査人の意見には減額というものがあったが、条例改正という見直しで廃止されたものもあることを付言しておく。

1 調査収納関係の手当

(1) 滞納整理事務、固定資産評価事務(①岡山市の特殊勤務手当一覧表—1—①)

職員の仕事そのものであり、特殊性は認めがたいであろうから、浜松市と同様に廃止すべきである。

(2) 財産差押など(1—②)

岡山市では「市税その他徴収金の滞納による財産差押又は差押物件の搬出に従事した職員」に対して1件210円の手当を支給している。浜松市は「出張して」ということにしているが、庁舎内部での事務として予想されないから岡山市も「出張した場合」を想定していると判断できる。

財産差押又は差押物件の搬出についても職員の仕事そのものである。特殊性を認めるのは困難であるから廃止が相当であるが、「徴収強化」という施策及び職員のモチベーション向上も維持に効果が期待できるので現状維持は不可ではない。堺市及び静岡市も差押や公売に関して手当を支給している。

2 保健所関係の手当

(1) 保健所職員の感染症防疫事務(2—①)

岡山市では保健所職員が防疫に従事した場合は1件440円で、他の職員(検査)は日額320円であるが、浜松市では日額390円、堺市は290円、静岡市は140円、広島市では80ないし290円である。保健所職員が日額でなく1件単位であることに合理性は認めがたいし、本来の仕事である性質は限り無く強いから岡山市でも静岡市もしくは広島市と同様の金額にすること。

注意 今回の見直しで290円となった。

(2) 保健所職員のレントゲン等使用作業(2—②)

岡山市では日額330円であるが、浜松市では支給されていない。本来の仕事である性質は限り無く強いから廃止相当であるが、維持するのであれば広島市、堺市並の230円にすること。

注意 今回の見直しで廃止された。

(3) 保健所職員の精神保健業務(2—③)

岡山市では日額290円であるが、浜松市では出張時のみ日額230円支給されるのみである。本来の仕事である性質は限り無く強いから廃止相当である。

(4) 保健所職員の保健所外での結核患者等の保健指導業務(2-④)

岡山市では日額 290 円であるが、浜松市では廃止されている。保健所外であることに特殊性は無く、本来の仕事である性質は限り無く強いから浜松市同様に廃止相当である。

(5) 保健所職員の有害物取扱業務(2-⑤)

岡山市では日額 290 円であるが、浜松市では日額 290 円、広島市では 200 円である。岡山市でも 200 円とすることも検討すべきである。

(6) 狂犬病予防員としての業務(2-⑥)

岡山市では日額 830 円であるが、静岡市では日額 400 円、浜松市では日額 600 円、福山市では 500 円である。岡山市でも 400 円ないし 500 円とすること。

(7) 食肉衛生検査所の獣畜検査業務(2-⑦)

岡山市では支給の要件が「食肉衛生検査所に勤務する職員で獣畜の検査又はその指導に従事した職員」で日額 1,330 円であるが、浜松市では「食肉地方卸売市場に勤務する職員が場内の清掃、設備の保守点検等の現場作業に従事したとき」と要件が異なり日額 500 円となった。福山市では 500 円で、広島市は家畜のと殺・解体は日額 1,760 円であるが、この指導・検査は日額 550 円である。岡山市でも 500 円とすべきである。

3 防疫作業、社会福祉関係業務の手当

(1) 感染症の検査(3-①)

岡山市では一般職員の場合に日額 320 円であるが、広島市は 80 円であり広島市と同様にすること。

(2) 薬剤を使用してのそ族、昆虫駆除(3-②)

岡山市では一般職員の場合に日額 250 円であるが、広島市は 200 円であり広島市と同様にすること。

(3) 公害立入り検査、衛生検査(3-③)

岡山市では日額 230 円であるが、これらの検査の危険性が定型的に強いという事実は認めがたい。浜松市では廃止されている。浜松市同様に廃止すること。

(4) 火葬場(3-④)

岡山市では、「火葬場に勤務する職員」と言う要件で遺体 1 体につき 100 円の支給等がなされているが、「勤務する」ということでは拡大しすぎであり、浜松市のように「火葬作業に従事したとき」「補助作業に従事したとき」などのように区分しておらず問題がある。継続するのであれば「火葬作業に従事したとき」というように限定すべきであろう。堺市では「炉の使用業務に従事したとき」としている。

(5) 社会福祉事務所勤務職員の援護業務等(3-⑤)

岡山市では日額 430 円であるが、「援護、育成又は更生に関する業務」の定義を明瞭にし、次の養護老人ホーム職員の「汚物処理」のように具体性のあるものは納

得感が強いが、事務的な仕事の場合は支給対象から除く必要がある。

(6) 検死に従事又は養護老人ホームで遺体の処理に従事(3-⑥)

岡山市では1回3,410円であるが、行旅死亡人の取扱業務に対して倉敷市は1回1,800円であり、浜松市は1件2,400円である。岡山市医療職員の1件2,860円よりも高い金額である3,410円が適切とは考えにくい。倉敷市並みの1,800円とすべきである。

注意 今回の見直しで3410円が1600円となった。

(7) 行旅病人等の収容に従事(3-⑦)

1430円を倉敷市と同様の340円とすること

注意 今回の見直しで廃止された。

(8) 養護老人ホーム職員の汚物処理

監査人としての意見は特には無い。

4 特殊業務の手当

(1) 工作物移転事務(4-①)

岡山市では、「市長が認めた職員」に日額230円を支給する。限定しており監査人として意見は無い。

注意 今回の見直しで廃止された。

(2) 違反建築物及び市営住宅の現地での取締業務等(4-②)

岡山市では、1回260円を支給するが、本来の仕事に含まれるものであり廃止すべきである。

(3) 道路舗装等に従事した場合等(4-③)

岡山市では「道路舗装に従事した職員、橋りょう若しくは悪水路の修繕工事に従事した職員、山間等の劣悪な環境条件のもとで測量に従事した職員又は動力刈払機を使用する刈払に従事した職員」に対して日額260円を支給しているが、近時は交通整理員などによる安全確保策が向上しているのも特に危険なものとは言い難いし、浜松市では廃止されている。岡山市でも廃止が相当である。

注意 今回の見直しで「交通を遮断することなく」という要件が加重された。

(4) 高所作業(4-④)

岡山市は7メートル以上が日額260円であり、浜松市は10メートル以上が日額220円で広島市は10メートル以上が日額200円である。浜松市同様にすること。

注意 今回の見直しで10メートル以上となった。

5 環境衛生の手当

(1) し尿処理施設等への立入検査等(5-①)

岡山市では日額230円であるが、本来の仕事そのものであるから廃止すべきである。

(2) へい死した野犬猫等の死体処理(5-②)

岡山市では1件800円である。倉敷市は400円、福山市は500円であり、倉敷市と同様にすること。

注意 今回の見直しで300円となった。

(3) 公園管理、道路維持業務で直接に作業した職員(5-③)

岡山市では日額860円である。「公園管理業務又は道路維持業務に従事する職員で、直接清掃作業に従事した職員」に支給されると規定されているが、職員が現実の清掃労働をしないで何をするというのか理解困難である。そのような業務であれば外部委託して担当部署の人員を大幅に削減すべきであり廃止すべきである。

注意 今回の見直しで680円となった。

(4) 地下排水路、焼却炉の内部等の清掃(5-④)

岡山市では1時間470円であるが、堺市では炉内清掃は1回2,000円である。浜松市では日額530円のようなようである。炉内部等の清掃という困難点は監査人としても理解するが、単価は浜松市並が相当である。最終的には浜松市の行革審が答申しているように民間委託したほうが単価が明瞭になるであろう。

(5) 下水、道路の清掃、ごみ収集等に直接従事(5-⑤)

岡山市では日額880円であるが、注意する必要があるのは4時間を超えると1.5倍を加算すると規定されていることは、時間外勤務手当でないにもかかわらず不可解かつ不合理である。つまり、これらの業務は原則4時間で終わる(換言すれば8時間勤務の実態が無い)という誤った前提で今まで遂行されてきたということになる。このようになっている経緯は不明であるが、職員の本来の勤務時間内の仕事そのものに手当を支払うことは給料の二重支払いであって違法の疑いさえ払拭できず相当でなく、このような手当は廃止すべきである。

注意 今回の見直しで1日880円は700円に、1430円の加算は1100円となった。

(6) し尿の処理に直接従事(5-⑥)

岡山市では日額980円であるとしているが4時間を超えると1.5倍を加算すると規定されていることは、これらの業務は原則4時間で終わる(換言すれば8時間勤務の実態が無い)という前提で今まで遂行されてきたと疑われる危険がある。職員の本来の仕事そのものに手当を支払うことは相当でなく、このような手当は廃止すべきである。

注意 今回の見直しで780円となった。

(7) 清掃業務の管理、監督に従事(5-⑦)

職員の本来の仕事であり廃止すべきである。

注意 今回の見直しで廃止された。

6 下水道関係の手当

(1) 下水道施設の修理、清掃(6-①)

職員の本来の仕事そのものに手当を支払うことは相当でなく、このような手当は廃止すべきである。

(2) 下水道施設の汚水の処理、施設の検査、認定(6-②)

職員の本来の仕事そのものに手当を支払うことは相当でなく、このような手当は廃止すべきである。

注意 今回の見直しで 560 円となった。

(3) 浄化センターで直接現場作業に従事(6-③)

職員の本来の仕事そのものに手当を支払うことは相当でなく、このような手当は廃止すべきである。

注意 今回の見直しで 750 円となった。

(4) 下水道業務で圧気工法に従事(6-④)

危険手当の意味を持つと判断されるが他の都市には無い手当であり廃止すべきである。

注意 今回の見直しで時間でなく 1 日 750 円となった。

7 消防職員の手当

(1) 救急業務、火災現場業務(7-①)

岡山市では 1 回が 440 円であるが、倉敷市は消防署員が救急救命業務に従事したときは 1 回 230 円である。横浜市、堺市にはこのような手当は無い。救急業務および火災現場業務は、消防職員の本来の業務に包含されているから、廃止すべきである。継続する場合でも 1 回 200 円程度とすべきである。

注意 今回の見直しで 300 円となった。

(2) 救急救命士業務(7-②)

岡山市では 1 回が 710 円であるが、倉敷市は 1 回 500 円である。横浜市、堺市にこのような手当は無い。救急救命士の本来の業務に包含されているから、廃止すべきである。資格を評価するのであれば、出勤 1 回を基準にするのではなく資格手当とするか昇給で評価するのが本来であろう。

注意 今回の見直しで 500 円となった。

(3) 夜間通信業務(7-③ないし⑤)

意見は無い。

注意 今回の見直しで 1080 円が 1100 円、720 円が 730 円、450 円が 410 円となった。

(4) 運転責任者(7-⑥)

意見は無い。

注意 今回の見直しで廃止となった。

(5) 高所での訓練、活動(7-⑦)

岡山市では 7 メートル以上のはしご車等足場の不安定な箇所での訓練又は消火活

動に対して日額 410 円であるが、浜松市では 5 メートル以上であるものに日額 240 円であり、訓練には支給は無い。他の都市にはこのような手当は無い。廃止すべきであり、継続するとしても訓練は除外し日額を浜松市と同様の 240 円にすべきである。

注意 今回の見直しで 10 メートル以上となった。

(6) ヘリコプター操縦、整備、搭乗(7-⑦ないし⑩)

人材確保という観点から特に意見は無い。

8 特殊作業的な手当

(1) 産業医(8-①)

特に意見は無い。

(2) 衛生管理者等(8-②)

特に意見は無い。

9 災害応急作業の手当(9-①、②)

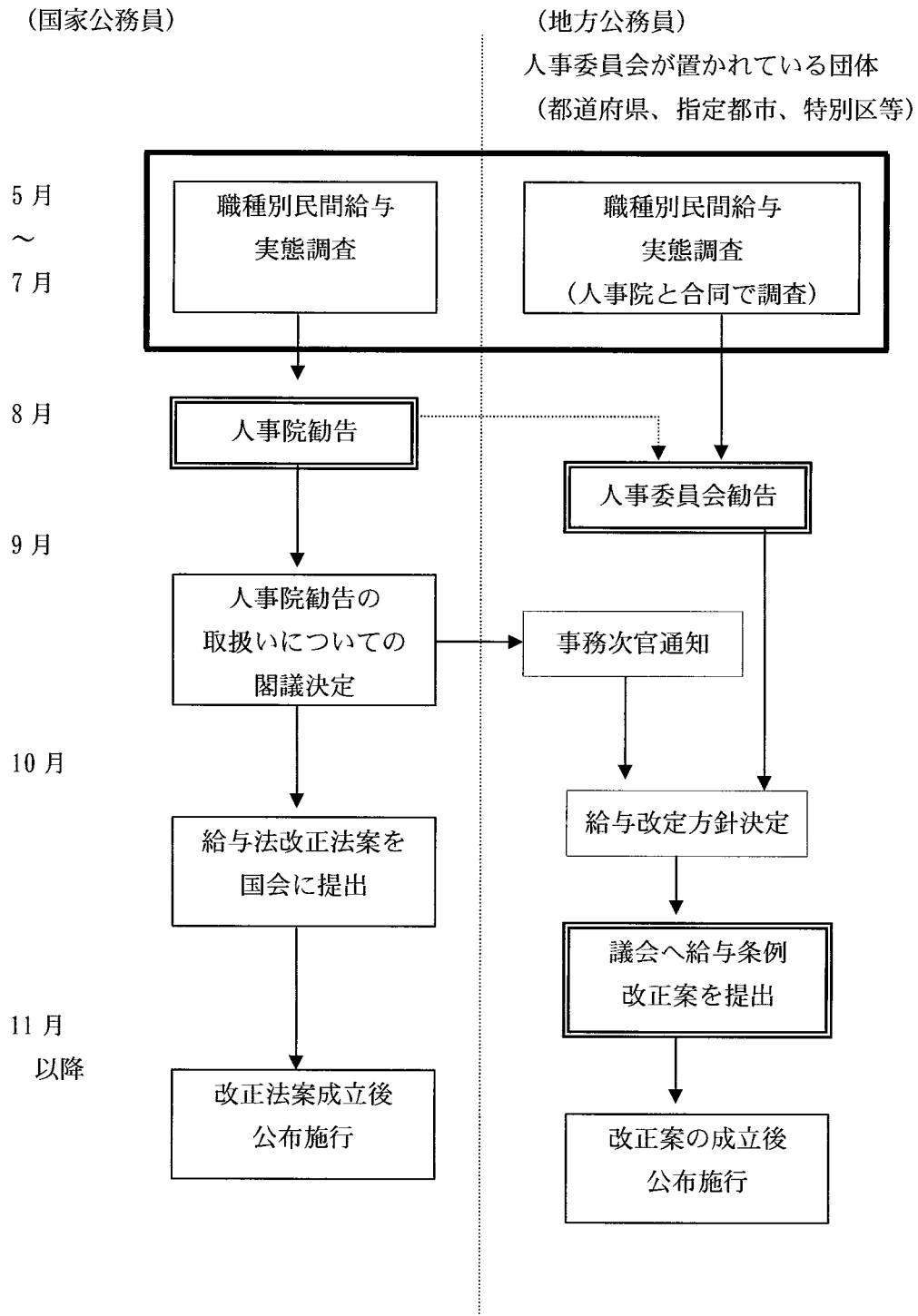
(1) 災害応急作業従事

特に意見は無い。

第 5 人事委員会について及びまとめ

1 給与改定の手順

岡山市が政令指定都市になると人事委員会が設置される。地方公務員の給与改定の手順は総務省の資料によると次のとおりである。



2 人事委員会の職責

- (1) 人事委員会は、人事院勧告の内容及び当該地方公共団体の民間賃金動向等を総合勘案して勧告を行なうことになる。
- (2) 「当該地方公共団体の民間賃金動向等を総合勘案する」の内実に関して、浜松市行財政改革推進審議会の平成19年度第2回会議録の31頁に鈴木 修会長の発言

が大変に参考になる。長文であるが以下にそのまま引用する。

記

「一つ目は、浜松市に独自の人事委員会が設けられたことで、どれくらいきめ細かく、地域の状況が勧告に反映するようになったかという点です。今までは東京の人事院が一方的に決めてきた、まとめてきたのを、今度は浜松市人事委員会でやることになったから、かなりきめ細かく出来るんだろうなあ、と思ったのでございます。総務省の平成16年事業所企業統計調査によれば、浜松市には市内には3万7,948、約3万8千の事業所があります。浜松の人事委員会の調査は、そこで働く正規社員が50人以上の工場、支店等を対象としているそうです。約3万8千の事業所に対して、いわゆる派遣社員や臨時社員は除き実質正規社員が50人以上の事業所は354カ所。浜松に約3万8千の事業所があるんですが、対象になるのは354カ所と。そのうち95事業所のデータが今回の勧告に使われているということです。これが、中小企業の多い浜松市の雇用状況を反映しているのだろうかということは率直な感想です。

一つの事業所というのは会社が一つ、法人が一つでも、四カ所に事業所とか工場とか支店が分かれば、これは一つ一つ事業所として対象となるということです。現在、雇用形態は様々であり、一つの事業所に50人勤めていても、正社員は20人、期間社員や派遣社員が30人ということは珍しくありません。正規従業員が50名以上というのは大変大きな事業所だと考えます。ちなみにお名前を出して恐縮ですが、金融機関を例にとりますと静岡銀行さんは市内に38の支店、浜松信用金庫さんは51の支店、遠州信用金庫さんは22の支店をお持ちですが、このうち正規の従業員が50人以上いらっしゃる場所はどれくらいだろうか、各金融機関共1つか2つではないだろうか。山本委員の話では遠州信用金庫さんは今申し上げたように22ありますが、正規社員が50名以上いるのは本部と本店営業部だけであとの支店は該当しないと。したがって、浜松信用金庫さんも聞いてはいませんが本店だけで、あとは対象になっていない。いわゆる派遣社員でカバーしていらっしゃるということではないでしょうか。そういう点で各金融機関共、1つか2つではないかと思ったということです。人事委員会にお伺いしたところ、調査対象の事業所は、国の機関である東京の人事院が全て指定している。スズキの場合であれば、スズキのどこを調べなさいと指定してくる。こういうことですから、浜松の人事委員会には指定する権限がないとお聞きしました。せっかく浜松市に人事委員会が設けられたのですから、独自の取り組みできめ細かい比較をいただけたらよいと思いました。

二つ目は、人事委員会は月給と賞与についてのみ勧告するという点でございます。通常、賃金とは生涯賃金で、月給、諸手当、賞与、退職金、この4つのトータルを検討すると。ところが、国の仕組みが月給と賞与、一部の手当は人事院、一部の手当は対象外、退職金は総務省となっていることから、人事委員会もその流れを汲ん

で月給と賞与、一部の手当を含んだ月給と賞与についてのみ勧告をしておられる。したがって退職金は含まれていません。だから生涯賃金ということでは計算していないということです。人事委員会が民間と比較する月給には一部の手当が含まれていますが、例えば通勤手当は対象外。だから先程、通勤手当が浜松の場合は対象外だと2千円から3千円違いますから、年間で該当者は2万4千円から3万6千円違っていることになります。浜松市で最も支給人数の多い5キロから10キロメートルの区分で、市の通勤手当は国より2,280円高く月給6,380円になっています。2,200円ですから、年間で2万6千円くらい高くなっている。これは該当対象になっていない。退職金にしても対象外ですが、市の職員と民間企業とで格差はないのでしょうか。人事委員会は手当や退職金を含めた生涯賃金について、一元的に勧告を行うというくらいの位置付けが出来ないのでしょうか。以上2つの点を述べさせていただきました。

東京の人事院が勧告を出す前には、各地域の有識者や中小企業経営者と意見交換をしたり、モニターを通じて市民からの意見を聞いたりする仕組みがあるそうですが、浜松市人事委員会は、初めてであるにも関わらず、今回はこうした機会はなかったと聞いております。人事委員会は市民に情報を公開し、世論の動向を汲み、コンセンサスを得ることが求められていると感じます。」

- (3) 岡山市の一般職員の給与が、市民からすれば高いと判断されている現状では、本来に公務員である一般職員でなければ出来ない仕事は何かを問われているし、「官民格差の実態」について岡山市の人事委員会は、地元にも則した調査を行ない市民に対して説明する必要があるし、その職責はますます重大である。

3 まとめ

手当の廃止、金額の減縮によって生じた余資は、年功序列的な給与体系から貢献に応じた給与体系に移行した際の原資として活用し、市民から評価される働きをした職員に対して手厚く配分、支払われるべきである。

添付資料

- 資料① 岡山市の特殊勤務手当の一覧表
- ② 扶養手当等の手当一覧表
- ③ 通勤手当の一覧表
- ④ 各都市の特殊勤務手当一覧表
- ⑤ 岡山市公営企業職員の特殊勤務手当一覧表
- ⑥ 岡山市医療職員の特殊勤務手当一覧表

以上

①岡山市の特殊勤務手当一覧表

番号	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	監査人意見	今回の改正
1	① 市税その他徴収金の滞納整理の事務又は固定資産評価の事務に従事した職員	1日 360円	廃止	
	② 市税その他徴収金の滞納による財産差押又は差押物件の搬出に従事した職員	調書1件 210円	廃止。但し強い廃止意見ではない。	
2	① 保健所に勤務する職員で感染症の防疫に従事した職員	1件 440円	静岡市と同様の日額140円	290円に改訂
	② 保健所に勤務する職員でレントゲン等を使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事した職員	1日 330円	廃止	廃止
	③ 保健所に勤務する職員で精神保健業務に従事した職員	1日 290円	廃止	
	④ 保健所に勤務する保健師で保健所外で結核患者又は精神病患者の保健指導業務に従事した保健師	1日 290円	廃止	
	⑤ 保健所に勤務する職員で有害物(毒物・劇物等)を取り扱う業務に従事した職員	1日 290円	200円	
	⑥ 保健所に勤務する職員で狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病予防員としての業務に従事した職員又は同法の規定に基づく犬の捕獲若しくは処分等の作業に従事した職員	1日 830円	400円ないし500円とすること	
	⑦ 食肉衛生検査所に勤務する職員で獣畜の検査又はその指導に従事した職員	1日 1,330円	500円とすること	
	⑧ 精神保健福祉センターに勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員	1日 450円 ただし、特に専門的な知識を必要とすると市長が認める業務に従事した場合は、1日につき900円		新設
3	① 感染症の検査に直接従事した職員	1日 320円	80円とすること	
	② 薬剤を使用してそ族昆虫駆除に直接従事した職員	1日 250円	200円とすること	
	③ 公害の立入検査若しくは調査又は衛生検査に従事した職員	1日 230円	廃止	
	④ 火葬場に勤務する職員	死体1体につき100円 ただし、死胎若しくは身体の一部又は犬猫の場合は1件につき50円	火葬作業に従事したときに限ること	
	⑤ 福祉事務所に勤務する職員で社会福祉法の規定に基づく援護、育成又は更生に関する業務に従事した職員	1日 430円	廃止	
	⑥ 検死に従事した職員又は養護老人ホームに勤務する職員で死体の処理に従事した職員	1回 3,410円	倉敷市と同様の1800円	1,600円に改訂
	⑦ 行旅病人等の収容に従事した職員	1日 1,430円	倉敷市と同様340円とすること	廃止
	⑧ 養護老人ホームに勤務する職員で身体不自由収容者の汚物処理に従事した職員	1日 290円	意見は無い	
	⑨ 児童相談所又は身体障害者更生相談所に勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員	1日 560円		新設

番号	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	監査人意見	今回の改正
4	① 工作物の移転事務に従事した職員のうち市長が認めた職員	1日 230円	意見は無い	廃止
	② 違反建築物の現地での取締業務又は市営住宅の不正使用若しくは不法占有の現地での取締業務に従事した職員	1日 260円	廃止	
	③ 道路舗装に従事した職員、橋りょう若しくは悪水路の修繕工事に従事した職員、山間等の劣悪な環境条件のもとで測量に従事した職員又は動力刈払機を使用する刈払に従事した職員	1日 260円	廃止	「交通を遮断することなく、道路補修、橋りょう若しくは悪水路の修繕工事に従事した職員又は山間等の劣悪な環境条件のもとで測量に従事した職員」に改訂
	④ 1時間以上にわたり地上7メートル以上の足場の不安な箇所で行う高層建築物の工事現場監督又は1時間以上にわたり地表下4メートル以上の深所で行う工事現場監督に従事した職員	1日 260円	浜松市同様に10メートル以上で日額220円とすること	地上10メートル以上に改訂
	⑤ 公共用地取得の業務又は移転補償の業務に伴う交渉に従事した職員	1日 230円		新設
5	① し尿処理施設、ごみ処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査又はこれらの施設に立ち入って行う指導の業務に従事した環境衛生指導員	1日 230円	廃止	
	② へい死した野犬猫等の死体処理に従事した職員	1件 800円	倉敷市と同様400円とすること	300円に改訂
	③ 公園管理業務又は道路維持業務に従事する職員で、直接清掃作業に従事した職員	1日 860円	廃止	680円に改訂
	④ 清掃業務に従事する職員で地下排水路の清掃作業に従事した職員又は焼却炉、灰溜濼、じんかい濼、集じん機等（以下この項において「焼却炉等」という。）の内部の清掃若しくは修理作業に従事した職員	1時間 470円 ただし、高さ1.5メートル以内の地下排水路の清掃作業又は焼却炉等の内部の清掃若しくは修理作業に従事した場合は1時間につき580円	日額530円とすること	
	⑤ 清掃業務に従事する職員で下水若しくは道路の清掃又はごみの収集、焼却若しくは埋立作業に直接従事した職員。ただし、主として監督又は管理の業務に従事した職員を除く。	1日 880円 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。ただし、深夜の全部を勤務した場合は勤務1回につき1,430円を加算する。	廃止	700円、深夜1,100円を加算に改訂
	⑥ 清掃業務に従事する職員でし尿の処理に直接従事した職員。ただし、主として監督又は管理の業務に従事した職員を除く。	1日 980円 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。	廃止	780円に改訂
	⑦ 清掃業務に従事する職員で監督又は管理の業務に従事した職員	1日 730円以内で市長が定める額 ただし、4時間を超えて勤務した場合には、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。	廃止	廃止

番号	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	監査人意見	今回の改正
6	① 下水道業務に従事する職員で下水道施設の修理又は清掃作業に従事した職員	1時間 440円	廃止	
	② 下水道業務に従事する職員で下水道施設の汚水の処理又は下水道施設の検査、調査若しくは認定に従事した職員	1日 700円	廃止	560円に改訂
	③ 浄化センターに勤務する職員で、直接現場作業に従事した職員	1日 1,530円	廃止	750円に改訂
	④ 下水道業務に従事する職員で異常気圧内における作業（圧気工法）に従事した職員	1時間 260円	廃止	1日750円に改訂
7	① 救急業務（救急救命士の業務を除く。）に従事した消防職員又は火災現場等に出動し、現場作業に従事した消防職員。	1回 440円	廃止もしくは1回200円とすること	300円に改訂
	② 救急救命士の業務に従事した消防職員	1回 710円	廃止	500円に改訂
	③ 夜間通信業務に従事した消防職員	その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 勤務1回 1,080円	意見は無い	平成20年度に勤務1回 1,100円に改訂
	④	その勤務時間が深夜の一部を含む勤務（深夜における勤務時間が2時間以上の場合） 勤務1回 720円	意見は無い	平成20年度に勤務1回 730円に改訂
	⑤	その勤務時間が深夜の一部を含む勤務（深夜における勤務時間が2時間未満の場合） 勤務1回 450円	意見は無い	平成20年度に勤務1回 410円に改訂
	⑥ 消防機械器具管理規定に定める運転責任者	1月 1,700円	意見は無い	廃止
	⑦ 1時間以上にわたり7メートル以上のはしご車等足場の不安な箇所での訓練又は消防活動に従事した消防職員	1日 410円	廃止	地上10メートル以上に改訂
	⑧ ヘリコプターの操縦業務に従事した消防職員	1日 4,200円	意見は無い	
	⑨ ヘリコプターの整備業務に従事した消防職員	1日 2,200円	意見は無い	
	⑩ ヘリコプターの搭乗業務に従事した航空隊員	搭乗時間1時間につき1,200円 ただし、空中機外活動に従事した場合は1時間につき1,800円	意見は無い	
⑪ 死体の収容等に従事した消防職員	1回 1,000円		新設	
⑫ 緊急車両の運転を命ぜられた消防職員	1日 210円		新設	
8	① 産業医	1月 4,400円	意見は無い	
	② 衛生管理者、自動車整備管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、危険物取扱者又は一般廃棄物処理施設技術管理者若しくは乾燥設備作業主任者	1月 340円	意見は無い	

番号	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額	監査人意見	今回の改正
9	① 災害応急作業に従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の巡回監視の作業に従事した職員 1日 530円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において行われた作業にあつては、その額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。	意見は無い	
	②	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業に従事した職員 1日 770円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において行われた作業にあつては、その額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。	意見は無い	

②扶養手当等の手当一覧表

都市分類	政令指定都市					中核市	中核市	中核市	政令指定都市	政令指定都市	政令指定都市	政令指定都市
	浜松市					岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市
区分	種類	支給要件	支給額	国(県)の支給額	支給の対象	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額
国と同じ	扶養手当	配偶者 配偶者以外の扶養親族	13,000円 1人につき 6,500円	浜松市と同じ	扶養親族のある職員	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族 2人まで1人につき6,400円 上記以外の扶養親族 6,000円	配偶者 15,000円 配偶者以外の扶養親族6,000円	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族6,000円	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族6,500円
国に準じる	地域手当	職員	全職員(給料+扶養手当+管理職手当)×3% ※東京事務所は14.5% (H20.4~16%)	国 2%(H20.4~3%) 県 4%	職員	全職員(給料+扶養手当+管理職手当)×3% ※東京事務所は18% 医療職給料は15%	東京事務所 18% 医療職 15%	東京都特別区13% 広島市3.3%	全職員(給料+扶養手当+管理職手当)×9% 東京事務所 18% 医療職 15%	全職員(給料+扶養手当+管理職手当)×12% 東京事務所 18%	全職員(給料+扶養手当+管理職手当)×10% 東京事務所 18%	全職員(給料+扶養手当+管理職手当)×6% 医療職 15%
	通勤手当	通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とするとき 交通用具等を利用する職員で片道2km以上のとき	通勤距離による ※額は20年度まで国を上回る 2,000円~24,500円	国(2km以上) 2,000円~24,500円 ※21年度から国と同じ 県(2km以上) 2,000円~75,000円	通勤距離2km以上	通勤距離2km以上 交通機関利用者の最高限度額55,000円 交通用具利用者は通勤距離により3,800円~26,400円	通勤距離2km以上 交通機関利用者最高限度額 55,000円 交通用具利用者は通勤距離により3,100円~26,600円	通勤距離2km以上 交通用具利用者は通勤距離により4,000円~29,900円	通勤距離1km以上 交通機関利用者最高限度額 55,000円 交通用具利用者は通勤距離により2,100円~29,600円	通勤距離2km以上 交通機関利用者最高限度額55,000円 交通用具利用者は通勤距離により2,000円~24,500円	通勤距離2km以上 交通機関利用者最高限度額55,000円 交通用具利用者は通勤距離により2,500円~26,900円	通勤距離2km以上 交通機関利用者最高限度額26,900円 交通用具利用者は通勤距離により2,000円~26,900円
	住居手当	自ら居住する住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者 世帯主(新築・購入から5年以内に限る。)	借家 上限27,000円 持ち家 2,500円	国 経過措置以外は浜松市と同じ 県 借家 上限30,000円 持ち家 4,500円	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている職員 持ち家 (新築・購入から5年以内に限る。平成19年3月31日世帯主であった者について5年以内で経過措置あり。)	借家 7,500円以上23,000円以下 家賃月額-7,500円(下限7,000円) 23,000円超 (家賃月額-23,000円)×1/2(上限16,000円)+15,500円 持ち家 9,000円(新築・購入から7年間以内)	借家 23,000円以下 家賃月額-12,000円 23,000円超 (家賃月額-23,000円)×1/2(上限16,000円)+11,000円 持ち家 9,000円(新築・購入から5年以内)	借家 月額12,000円超、23,000円以下 家賃月額-12,000円 月額23,000円超 (家賃月額-23,000円)×1/2(上限16,000円)+11,000円 持ち家 3,300円	借家 12,300円以上19,600円以下 家賃月額-9,600円 19,600円超 家賃月額-19,600円×1/2(上限10,500円)+10,000円 上記以外 2,700円 持ち家 9,200円	借家 9,000円 持ち家 8,500円 市公舎又は職員宿舎で家賃月額9,000円以上 5,000円 持ち家 月額 2,500円(新築等5年以内)	借家 月額家賃23,000円以下 月額家賃-12,000円 月額23,000円超 (月額家賃-23,000円)1/2(上限16,000円)+11,000円 持ち家 月額 2,500円(新築等5年以内)	借家 家賃月額2万3,000円以下 家賃月額-10,500円 下限7,500円 家賃月額2万3,000円超 (家賃月額-2万3,000円)×1/2+12,500(上限 1万7,500円) 持ち家 7,500円
	管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づく支給	定額 46,300円~104,200円 ※佐久間病院の医師は 10%~15%	国 46,300円~139,300円 県 70,800円~139,300円	課長補佐以上	職種等により 52,400円~130,500円	給料月額12%~21%	・局長級 120,000円 ・部長級 80,000円 ・課長級 70,000円 ・高等学校 8%~14%	等級により30,800円~133,500円	30,000円~165,000円	13%~23%	48,100円~149,900円

③通勤手当一覧表

(単位：円)

各市の条例・規則の基準日				平成20年7月1日 現在	平成20年7月7日 現在	平成20年7月1日 現在	平成20年5月1日 現在	平成 20年9月1日 現在	平成20年4月22日 現在	平成20年8月14日 現在			
浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市			
距離区分	改正前	経過措置		改正後(国どおり)		支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額		
	H20.3.31まで	H20.4.1-H21.3.31	H21.4.1										
2km未満	2,000	2,000	0	2,000	0	2km未満 3,800 (徒歩通勤等除く)	2km未満 3,100 (徒歩通勤等除く)	—	—	—	—		
2km以上5km未満	2,570	2,290	△280	2,000	△570	2km以上6km未満 5,100	4km以上8km未満 5,000	2km以上4km未満 4,000	1km以上4km未満 2,100	5km未満 2,000	4km未満 2,500		
5km以上10km未満	6,380	5,240	△1,140	4,100	△2,280	6km以上10km未満 7,200	8km以上 6,800	6km以上8km未満 6,200	6km以上10km未満 5,500	4,100	5,100	4km以上7km未満 4,300	
							12km以上16km未満 9,300					8km以上10km未満 7,000	7km以上10km未満 5,600
							16km以上20km未満 11,400					10km以上12km未満 9,100	10km以上13km未満 6,500
10km以上15km未満	10,430	8,470	△1,960	6,500	△3,930	9,100	20km以上24km未満 14,100	12km以上14km未満 9,900	10km以上14km未満 7,800	6,500	7,500	13km以上15km未満 8,400	
15km以上20km未満	13,280	11,090	△2,190	8,900	△4,380	11,500	24km以上28km未満 16,600	14km以上16km未満 11,800	14km以上18km未満 10,300	8,900	9,900	15km以上18km未満 10,000	
20km以上25km未満	16,630	13,970	△2,660	11,300	△5,330	13,800	28km以上32km未満 18,000	18km以上20km未満 13,800	18km以上22km未満 12,800	11,300	11,300	18km以上20km未満 11,400	
25km以上30km未満	19,480	16,590	△2,890	13,700	△5,780	16,100	32km以上36km未満 19,700	19,100	22km以上26km未満 15,300	13,700	14,700	15,200	
30km以上35km未満	21,190	18,650	△2,540	16,100	△5,090	18,100	36km以上40km未満 21,400	21,500	26km以上30km未満 17,800	16,100	17,100	17,900	
35km以上40km未満	23,470	20,990	△2,480	18,500	△4,970	20,500	40km以上44km未満 23,100	23,900	30km以上34km未満 20,300	18,500	19,500	19,700	
40km以上45km未満	24,500	22,700	△1,800	20,900	△3,600	22,800	44km以上48km未満 23,800	26,300	34km以上38km未満 22,800	20,900	40km以上50km未満 21,900	22,100	
45km以上50km未満	24,500	23,150	△1,350	21,800	△2,700	23,700	48km以上52km未満 24,500	27,200	38km以上42km未満 25,300	21,800		23,800	
50km以上55km未満	24,500	23,600	△900	22,700	△1,800	24,600	52km以上56km未満 25,200	28,100	42km以上50km未満 27,800	22,700	22,700	24,800	
55km以上60km未満	24,500	24,050	△450	23,600	△900	25,500	56km以上60km未満 25,900	29,000	50km以上58km未満 28,700	23,600	23,600	25,800	
60km以上	24,500	24,500	0	24,500	0	26,400	26,600	29,900	58km以上 29,600	24,500	24,500	26,900	

④特殊勤務手当一覧表

(注)
平成20年4月1日から施行
条文、規則含む

都市分類	政令指定都市				中核市	中核市	中核市	政令指定都市	政令指定都市	政令指定都市	政令指定都市
	浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）		市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額
調査収納手当	職員が市税の調査、検査、滞納整理に従事したとき。職員が国保料、介護保険料、清算金の滞納整理に従事したとき。	日額 150円	廃止	廃止	日額 360円	-			-		
	職員が出張して次の業務に従事したとき。 (1)市税の調査、検査 (2)市税、国保料、介護保険料、清算金の滞納整理 (3)市税、国保料、介護保険料、清算金の滞納処分	(1)日額 350円 (2)日額 500円 (3)日額 600円	(1)廃止 (2)日額 250円 (3)日額 300円	廃止	調書1件 210円	2時間以上 日額 500円	徴収業務 日額 500円	○市税等の徴収 課長補佐月額 1,500円 係長月額 1,200円 主事又は技師月額 900円 ○使用料等の徴収 月額 4,300円	-	○税務部・債権回収対策室 調査、検査又は徴収 日額 250円 差押え又は公売 1件 250円 ○保険年金課、地域福祉課又は国保収納監理課 徴収 日額 250円 差押え又は公売 1件 250円	○市税の滞納整理のため出張 日額 400円(ただし、現地滞納処理業務日額400円加算) ○市税の調査、検査、処分事務等又はその補助事務のため出張したとき 日額 310円 ○保険料等の滞納整理のため出張したとき。 日額 400円(ただし、現地で滞納処理業務を直接執行するとき額400円加算)
	出張して住宅資金貸付償還金、汚水処理施設の未納使用料、市営住宅の未納家賃の納付督促、収納業務に従事したとき。	日額 200円	廃止	廃止	-	-			-		
社会福祉業務手当	行旅病人の保護業務に従事したとき。	1件 1,100円	継続	継続	日額 1,430円	日額 340円	1件 2,000円	-	-	1件 800円	1回 2,200円 深夜 3,000円
	行旅死亡人の取扱業務に従事したとき。	1件 2,400円	継続	継続		死体処理 1回 1,800円	1件 10,000円	-	-	1件 2,000円	1回 4,400円 深夜 6,000円
	西山園（生活保護施設）に勤務する職員が入園者の指導、介護等の業務に従事したとき。 (1)生活指導員 (2)生活指導員以外の職員	(1)月額 6,700円 (2)月額 3,500円	継続	継続	-	-	生活保護法に規定する保護措置業務 日額 500円		-	生活保護法に規定する業務 日額 250円	-
	福祉事務所又は地域福祉課に勤務する保健師が出張して社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき。	日額 330円	廃止	廃止		外勤 日額 340円	-	日額 310円 月額 6,500円	-	-	-
	査察指導員、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等が、社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき。 出張して従事したとき。	日額 200円 日額 450円	廃止	廃止	日額 430円	-	-		-	日額 300円	日額 320円 補助 日額 150円

浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市	
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）	市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
医療保健業務 手当	医師、歯科医師が医療に関する業務に従事したとき。	月額 159,100円	継続	継続	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
	主として診療業務に従事したとき。	月額 216,000円									
	市民病院に勤務する職員が患者の薬剤指導、レントゲン撮影又はアイソトープ検査、感染症の検査、理学療法又は作業療法の業務に従事したとき。	—	—	—	日額 330円	日額 330円	エックス線その他放射線を取り扱う業務 日額 200円	エックス線その他放射線を取り扱う業務 日額 230円	—	○感染症の検査 日額300円 ○エックス線その他放射線を取り扱う業務 日額230円	エックス線その他放射線を取り扱う業務 日額 380円 ●病院に勤務する者 ○栄養士 日額190円 ○看護師及び准看護師 日額 530円 ○医師 710円等
	保険所等に勤務する保健師が出張して疾病患者の保健相談、保健指導業務、要介護高齢者の保健相談・指導業務、母子保健の相談・指導業務のうち所属長が指定するものに従事したとき。	日額 330円	廃止	廃止	日額 290円	日額 300円	—	—	—	—	—
	保健所に勤務する精神保健福祉相談員が精神保健相談、指導業務に従事したとき。	日額 200円	日額 230円 (出張時のみ)	廃止	日額 290円	日額 300円	—	—	—	—	—
	出張して従事したとき。	日額 450円									
保健所に勤務する職員が出張して犬の捕獲、引取り作業に従事したとき。	日額 1,200円	日額600円	継続 但し金額について見直すこと	日額 830円	日額 800円	日額 500円	○野犬等の捕獲 日額 770円 ○野犬等の処分 日額 650円	—	○犬及び成猫の収容業務等に従事した場合 日額 1,000円 ○子猫の収容 日額 300円	日額 400円	
保健所に勤務する職員がレントゲン等を使用して有害放射線の影響を受ける作業に直接従事したとき。	—	—	—	日額 330円	日額 330円	—	エックス線その他放射線を取り扱う業務 日額 230円	—	日額 230円	日額 300円	
有害物取扱 手当	職員が身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険を有する薬品等の取扱業務、危険な病原体の取扱業務に従事したとき。	日額 290円	継続	継続	●保健所職員有害物取扱 日額 290円 ●一般職員薬剤昆虫駆除 日額 250円 ●一般職員感染症検査 日額 320円	日額 250円	日額 250円	日額 200円	—	—	
防疫作業手当	感染症（一類、二類、指定感染症、新感染症）患者の移送、感染症の防疫作業、開放性結核患者の予防救済の業務に従事したとき。	1件 450円	日額 390円	継続	●保健所職員 1件 440円 ●病院職員 日額 320円 ●一般職員 日額 320円	日額 350円	1件 500円	●衛生研究所 日額 290円 ●保健福祉局保健部・食肉衛生研究所 日額 180円 ●その他職員 日額 80円	—	日額 290円	日額 140円
	一類、これに相当するものの業務に従事したとき。	1件 600円									
	狂犬病予防注射の補助作業に従事したとき。	日額 300円	継続	継続 但し国並みに引下げること	日額 830円	日額 800円	日額 500円	—	—	日額 500円	日額 700円
	家畜伝染病の防疫作業に従事したとき。	日額330円	継続	—	—	日額 250円以内	—	—	—	—	日額 250円～300円

浜松市					岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市	
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）		市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
看護実習手当	看護教員が看護実習の指導業務に従事したとき。	日額 400円	廃止	廃止	-	-	-	-	-	-	-	
夜間等特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき。（佐久間病院、夜間救急室に勤務する看護師を除く。）	○全部深夜 1回 1,100円 ○一部深夜 1回 730円（2時間未満は1回 410円）	継続	継続	●病院職員 1回 3,200円（2時間未満は1回 2,000円）	●看護師等 ○4時間以上 1回 3,300円 ○2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ○2時間未満 1回 2,000円	●病院看護婦 ○全部深夜 1回 6,800円 ○深夜4時間以上 1回 3,300円 ○2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ○2時間未満 1回 2,000円	●対象 児童相談所、環境、下水道、消防に限定	●病院夜間看護手当 1回 3,500円 （深夜の全部を含む勤務である場合 3,800円加算、勤務時間が時間未満 2,600円）	○深夜全部 1回 1,100円 ○深夜の一部で2時間以上 1回 730円 ○深夜の一部で、2時間未満 1回 410円 ○正規の勤務の全部又は一部が深夜に行われる場合 月額 3,000円	勤務1回 3,300円（3時間未満 1,650円）	
	佐久間病院に勤務する看護師が深夜において看護業務（正規の勤務時間による勤務に限る。）に従事したとき。	○全部深夜 1回 6,800円 ○一部深夜4時間以上 1回 3,300円 ○2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ○2時間未満 1回 2,000円	継続	継続	●消防職員 ○全深夜勤務 1回 1,080円 ○深夜2時間以上 1回 720円 ○深夜2時間未満 1回 450円	●消防通信業務 ○深夜2時間以上 1回 440円 ○深夜2時間未満 1回 220円	●光寿園職員（養護老人ホーム） ○4時間以上深夜 1回 3,300円 ○2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ○2時間未満 1回 2,000円	○深夜勤務5時間超 1回 1,700円 ○2時間以上5時間未満 1回 1,130円 ○2時間未満 1回 710円	●病院業務 ○助産師、看護師及び准看護師 深夜全部 6,800円 深夜4時間以上 3,300円 深夜2時間以上4時間未満 2,900円 深夜2時間未満 2,000円 ○助産師、看護師、准看護師及び薬剤師等医療技術職員深夜の救急患者の医療業務1回 1,620円	●消防 交替制勤務に従事 1当務 500円 ●清掃工場に勤務する者 1回 1,270円		
	夜間救急室に勤務する看護師が夜間救急診療業務（正規の勤務時間による勤務に限る。）に従事したとき。	○全部深夜 1回 6,800円 ○一部深夜4時間以上 1回 3,300円 ○2時間以上4時間未満 1回 2,900円 ○2時間未満 1回 2,000円	継続	継続	●清掃業務従事職員 1回 1,430円							
環境衛生手当	清掃工場に勤務する職員が清掃工場の機械・設備の操作、保守点検等の現場作業に従事したとき。	日額（又は1当務） 750円	日額（又は1当務） 380円	廃止 早急に民間委託すること	●清掃業務職員 ○地下排水路・焼却炉等の清掃・修理 1時間 470円 （但し、高さ1.5m以内の上記作業 1時間 580円） ○下水、道路清掃、ごみ収集、焼却炉、埋立作業 日額 880円（4時間以上勤務150/100加算） ○し尿処理 日額 980円（4時間以上勤務150/100加算）	○作業従事職員 1回 1,850円（3時間30分未満は半額） ○焼却炉点検作業 日額 500円	○廃棄物、し尿、汚水等 日額 500円以内 ○連続4日以上休業した場合の直後における塵芥収集業務 日額 7,000円	●清掃作業職員 ○基準量以上の作業 日額 1,590円（2分1相当の時間 日額 800円） ○基準内 日額 1,310円（2分1相当の時間 日額 660円） （12/29～翌年の1/3までは800円 ただし、2分1相当の時間 日額 400円）	-	○廃棄物の収集運搬に関する業務 日額 1,000円（半日500円） ○廃棄物の焼却又はし尿、汚泥等に関する業務 日額 300円 ○廃棄物の適正処理又は資源化処理の業務 日額300円 ○害虫、ねずみ等の苦情相談、指導、駆除、消毒日額 300円	○ごみ、汚泥、し尿等の処理業務に従事したとき。 収集センター、清掃工場及び最終処分場等に勤務する者 日額 890円	
	清掃工場等に勤務する職員が清掃工場内のストックヤード、ピット内での作業、資源物の処理施設・保管施設で行う現場作業等に従事したとき。	日額 660円	日額 330円									
	清掃工場等に勤務する職員が出張して廃棄物の収集運搬等の清掃作業に従事したとき。	日額 1,320円	日額 660円									
	衛生工場に勤務する職員が衛生工場の投入槽・散気管等の清掃、機械・設備の保守点検等の現場作業に従事したとき。	日額 1,050円	日額 530円								○炉内清掃に従事 1回 2,000円	
	環境衛生指導員が産業廃棄物処理の指導業務に従事したとき。	日額 150円	廃止	廃止 早急に民間委託すること	日額 230円	-	-	-	-	-	-	○衛生センターに勤務する者 日額 780円
	出張して従事したとき。	日額 250円										
	出張して公害の調査・検査、し尿浄化槽の立入検査業務に従事したとき。	日額 250円	廃止		日額 230円	○工場等公害立入検査 日額 250円 ○し尿、廃棄物施設立入検査 日額 350円	-	-	-	-	-	○汚泥・汚物処理業務 日額 150円
清掃管理課の職員が出張して死犬猫の処理に従事したとき	-	-	-	-	1件 800円	1回 400円以内	1件 500円	-	-	-		
清掃業務に従事する職員が監督又は管理の業務に従事したとき。	-	-	-	-	日額 730円以内（4時間以上勤務150/100加算）	○係長以上 日額 520円 ○主事 日額 420円	-	-	-	-		

浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市	
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）	市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
特殊作業手当	斎場に勤務する職員が火葬作業に従事したとき。	遺体1体 250円	継続	廃止 早急に民間委託すること	○遺体1体 100円 ○動物1頭 50円	○遺体1体 250円 ○動物1頭 100円 ○日額 5,550円	-	-	-	○炉の使用業務に従事する職員 月額 10,000円（炉使用1件 1,000円） ○その他の職員 日額 300円	○斎場業務に従事したとき 日額 1,220円 ○分場施設の管理等に従事したとき 日額 500円 ○遺体の火葬作業に従事したとき 1回 350円 ○遺体の搬送作業 1回 350円
	斎場に勤務する職員が火葬作業の補助作業に従事したとき	日額 500円	日額 250円								
	霊柩車の運転手、葬儀車の運転手及び葬儀員でその業務に従事したとき	-	-	-	-	○日額 2,050円	-	-	-	-	-
	食肉地方卸売市場に勤務する職員が場内の清掃、設備の保守点検等の現場作業に従事したとき。	日額 1,000円	日額 500円	廃止	食肉衛生検査所職員 検査・指導 日額 1,330円	と畜検査 日額 800円	日額 500円	○家畜のと殺・解体 日額 1,760円 ○上記の指導・検査 日額 550円	-	と畜検査 日額 400円	○衛生検査技師 日額 300円（ただし、食肉衛生検査業務 日額 190円加算）
	動物園に勤務する職員が猛獣の飼育に従事したとき。	日額 320円	日額 160円	廃止	-	-	-	-	-	-	-
	青少年の街頭補導の業務	-	-	-	-	-	日額 1,000円	-	-	-	-
	競馬開催業務	-	-	-	-	-	日額 3,000円	-	-	-	-
交渉手当	出張して公共用地取得の業務、移転補償の業務、登記業務、道路等の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	日額 300円	継続	廃止	-	庁外かつ時間外2時間以上500円2時間未満400円（深夜100分の50加算）	-	日額 470円	-	日額 470円 （深夜の場合 705円）	日額 300円
特殊現場作業手当	地上又は水面上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督、揚重機の検査等の業務に従事したとき。	日額 220円	日額 220円（地上10メートル以上）	廃止 早急に民間委託すること	1時間以上、地上7m以上または地表4m以上の深所の工事現場監督 日額 260円	日額 300円	日額 250円 坑内日額 500円	10m以上 日額 200円	-	日額100円	-
	地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	日額 320円	継続					30m以上 日額 300円	-		
	道路交通の中断のない道路上での測量又は現場検査、公園管理課に勤務する職員の公園内におけるトイレ等の点検、修繕作業、急斜面での測量作業、埋蔵物の発掘作業、その他これらに準ずるものとして市長が認める作業に従事したとき。	日額 150円	廃止	-	○道路舗装に従事した職員、橋りょう若しくは悪水路の修繕工事に従事した職員、山間等の劣悪な環境条件のもとで測量に従事した職員又は動力刈払機を使用する刈払機に従事した職員 日額 260円 ○公園管理業務または道路維持業務 日額 860円	-	日額 500円以内	-	-	土木現場業務 日額120円 （専ら道路の舗装又は補修の業務、公園整備 日額 100円加算）	
	土木工事現場等の作業環境の劣悪な場所で職員が大型特殊車両・ダンプトラックの運転、土木作業、維持管理作業に従事したとき。	-	-	-	-	大型特殊自動車 日額 400円 建設用特種機械 日額 300円	建設機械とう乗業務 日額 200円	-	-	-	日額200円
災害応急作業手当	異常な自然現象、大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、河川等の現場において行う巡回監視に従事したとき。	日額 600円	継続	継続	日額 530円（午後6時から翌日午前6時までの間50/100加算）	実働1時間300円	非常招集 1回1,200円 深夜 1回1,500円	-	-	-	-
	当該現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。	日額 910円			日額 770円（午後6時から翌日午前6時までの間50/100加算）			-	-		

浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市	
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）	市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
消防勤務手当	消防職員が災害時における消防自動車の緊急走行運転に従事したとき。	1当務 170円	継続	廃止	○1回 440円 ○規程に定める運転責任者 月額 1,700円	1回90円	-	技量により勤務1当務 230円～280円	-	-	
	大型消防自動車に係る業務に従事したとき。	1当務 340円				1回250円		-	-	1当務 200円	
	消防職員が危険又は困難を伴う消防自動車の機関員の業務（災害時を除く。）に従事したとき。	1当務 170円	継続	廃止	7m以上 日額 410円	1回90円	-	-	-	1当務 210円～250円	
	大型消防自動車に係る業務に従事したとき。	1当務 340円				1回250円	-	-	-		
	消防職員が地上又は水面上5メートル以上の箇所における1時間以上にわたる消火等の作業に従事したとき。	日額 240円	継続	継続	7m以上 日額 410円	-	-	-	-	-	
	消防職員が災害時における危険を伴う業務に従事したとき。	1回 200円	継続	継続	1回 440円	-	-	-	-	-	
	消防職員が救急救命業務に従事したとき。	1回 200円	継続	継続	○1回 440円 ○救急救命士 1回 710円	○1回230円 ○救急救命士 1回500円	-	-	-	1回 200円	
	救急救命士が特定行為に従事したとき。	1回 510円					勤務1当務 790円	-	-	上記に1回 600円加算	
	消防職員が救助隊の業務に従事したとき。	1当務 300円	継続	継続		1回500円	1回500円	勤務1当務 280円	-	-	-
	大型消防自動車の機関員の業務に従事したとき。	1当務 640円					1回250円	-	-	-	
	その他の消防自動車の機関員の業務に従事したとき。	1当務 470円					1回90円	-	-	-	
	消防職員が山岳救助隊の業務に従事したとき。 〔新設〕	日額 600円	継続	-	-	-	-	-	-	-	-
消防職員が潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき。	時間 540円	継続	継続	-	-	-	-	-	-	-	
ヘリコプターの業務に従事した消防職員	-	-	-	○操縦業務 日額 4,200円 ○整備業務 日額 2,200円	-	-	○操縦業務 日額 4,200円 ○整備業務技能により 日額 500円～2,200円	操縦・整備業務 日額 900円～3,700円	操縦・整備業務 日額 900円～3,700円	1時間 1,900円	
ヘリコプターの搭乗業務に従事した航空隊員	-	-	-	1時間 1,200円（空中 機外活動に従事 1時間 1,800円）	-	-	1時間 1,200円 （空中機外活動に従事 1時間 1,800円）	-	-	日額 5,000円	
教員特殊業務 手当	市立高校の教員が、学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で、次に掲げるもののうち心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事したとき。	生徒の保護等 日額 3,200円 生徒の負傷等に伴う 救急の業務日額 3,000円 生徒 に対する緊急の 補導業務 日額 3,000円	継続	継続	-	日額6,400円以内	○非常災害時 日額 3,200円 ○救急業務 日額 3,000円 ○緊急補導業務 日額 3,000円	○非常災害時等の緊急 業務 月額 44,000円 ○生徒の負傷等に伴う 救急の業務 月額 34,000円 ○生徒補導業務 月額 28,000円	-	日額 1,500円～6400円	
	市立高校の教員が、修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもののうち、心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事したとき。	日額 2,200円	継続	但し「心身に著しい負担」について基準を明確にすること	-	日額1,700円以内	日額 1,700円	月額 22,000円	-	日額 1,700円	-
	市立高校の教員が、市長が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの、週休日又は休日若しくはこれに相当する日に行うものうち心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事したとき。	日額 2,000円	継続		-	日額1,700円以内	日額 1,700円	月額 17,000円	-	日額 1,000円～5,000円	

浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市	
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）	市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	
	市立高校の教員が学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で、週休日、休日又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うものうち心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事したとき。	日額 2,000円	継続	継続 但し「心身に著しい負担」について基準を明確にすること	—	日額1,200円以内	日額 1,200円	月額 14,000円	日額 1,000円～5,000円	日額 1,200円～1,500円	
	市立高校の教員が入学試験における受験生の監督、採点又は合格判定の業務で、週休日、休日又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うものうち心身に著しい負担を与えると規則で定めるものに従事したとき。	日額 900円	継続	—	—	日額900円以内	—	月額 12,000円	—	日額 900円	
	不登校児童、生徒等の指導業務	—	—	—	—	—	1件 200円	—	—	—	
教育業務連絡指導手当	市立高校の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事。図書主任又は総務主任が教育に関する業務についての連絡調整・指導助言の業務に従事したとき。	日額 200円	継続	継続	—	日額200円	日額 200円	日額 200円	—	○学校の指導及び調査の業務 月額 48,000円 月額 40,000円 ○教育業務連絡指導に係る業務 日額 200円	
定時制高校勤務職員手当	常時、夜間に勤務する職員（定時制通信教育手当が支給されている者を除く。）	—	—	—	—	日額210円	—	—	—	日額 500円	
用地取得等折業務職員手当	庁外において正規の勤務時間外に、土地、権利、土地に定着する物件若しくは土地に属する土石砂れきの取得、使用又は補償及び土地区間整理法に基づく事業計画又は換地計画のため、当該権利者と直接面接して折衝業務に従事した職員	—	—	—	—	2時間以上日額500円 2時間未満日額400円 深夜の場合50/100加算	日額 650円	日額 470円以内	—	—	
保育業務手当	1日3時間30分以上保育園で保育に従事した職員（保育士及び看護師に限る。）	—	—	—	—	日額230円	—	—	—	○保育士 日額 240円 保育時間の延長 日額 290円 ○調理員 日額 140円	
上下水道不快手当	(1)浄化センター及びポンプ場に勤務する職員が次の現場作業等に従事したとき。	(1)			●下水道業務職員 ○施設の修理・清掃 1時間 440円 ○汚水処理、施設の検査、調査・認定 日額 700円 ○浄化センター 日額 1,530円 ○異常気圧作業 1時間 260円	下水道業務職員 ○汚水等の収集及び分析 日額300円 3時間30分以内半額 ○完工検査等 日額400円以内 ○下水道溝の清掃及び防疫 日額350円以内 3時間30分以内半額	—	●下水道局職員 作業内容により 月額 20,700円 月額 8,800円 月額 7,200円	—	日額 300円	日額 620円
	ア 設備保守	ア日額 750円	日額 380円	—							
	イ しさのかき取り、汚泥処理等	イ日額 1,050円	日額 530円	—					日額 470円		
	(2)職員が下水道管きょ又は公共ます等の清掃及び維持並びにし尿及びしさのかき取り作業に従事したとき。	(2)日額 1,050円	日額 530円	廃止 早急に民間委託すること				—	下水道工事又はしゅんせつ工事 日額 170円（下水道きょ内の作業日額 620円加算、汚水、沈砂、じんかい、汚泥等に直接接触する作業日額 470円加算）		
上下水道調査収納手当	(1)料金課に勤務する職員が水道料金の調査又は滞納整理等の業務に従事したとき（次号の業務に従事したときを除く。）	(1)日額 150円	廃止	廃止	水道料金の滞納整理等 日額 220円				—	日額 250円	
	(2)前号の職員が出張して水道料金等の滞納整理業務に従事したとき。	(2)日額 500円	日額 250円	廃止	—				—	日額 400円	
	(3)職員が下水道使用料又は受益者負担金の調査又は滞納整理等の業務に従事したとき（次号の業務に従事したときを除く。）	(3)日額 150円	廃止	廃止		下水道負担金及び使用料徴収又は滞納整理 1日300円以内	水道料金等の滞納整理業務 日額 500円		○滞納分 1件 61円 ○徴収金額に対するもの 徴収金額の1,000分の3 ○当期分 1件 32円	—	
	(4)前号の職員が出張して次に掲げる業務に従事したとき。	(4)			—				—	—	
	ア 下水道使用料及び受益者負担金の差押え、換価処分などの滞納処分	ア日額 600円	日額 300円	廃止					—	—	
イ アの事務を除く滞納整理	イ日額 500円	日額 250円						—	—		
ウ 下水道使用料及び受益者負担金の調査又は検査	ウ日額 350円	廃止						—	—		

浜松市				岡山市	倉敷市	福山市	広島市	横浜市	堺市	静岡市		
手当の種類	支給要件（平成19年4月1日）		市の取組方針	行革審の答申	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額		
上下水道 検針手当	職員が出張して水道メーター及び下水道使用料に係る計測器の検針業務に従事したとき。	日額 310円	廃止	廃止	-	-	-	-	-	-	日額150円	
上下水道 有害物取扱 手当	職員が身体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険を有する薬品等を取り扱う業務に従事したとき。	日額 290円	継続	継続 但し国並みに 引下げること	-	日額80円	日額 250円	日額 200円	-	-	-	
上下水道 夜間特殊業務 手当	職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき。	深夜の全部 1回 1,100円 深夜の一部 1回 730円（深夜 2時間未満 410 円）	継続	継続	-	3時間以上1,000円 3時間未満700円	-	1勤務 1,700円	-	○深夜全部 1回 1,100円 ○深夜2時間以上 1回 730円 ○深夜2時間未満 410 円	浄化センター職員 1回 1,120円 下水道ポンプ場職員 1回 780円	
上下水道 交渉手当	職員が出張して水道及び下水道施設用地取得の業務、移転補償の業務、登記事務又は水道及び下水道施設用地の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき。	日額 300円	継続	廃止	-	2時間以上日額500円 2時間未満 日額400円 深夜の場合 50/100加算	-	日額 470円	-	日額 650円(深夜100分 の50を加算した額)	日額 300円	
上下水道 特殊現場作業 手当	(1)職員が漏水処理並びに給水管及び配水管の維持業務に従事したとき。	(1)月額 2,000円	廃止	廃止 早急に民間委 託すること	-	-	日額 500円	-	-	-	取水場職員 日額 170円	
	(2)職員が給水及び配水工事の現場作業に従事したとき。	(2)日額 470円	廃止		日額 560円（ただし、 正規の深夜勤務1回600 円を加算）	-	日額 500円	-	-	-	浄水場職員 日額 180円	
	(3)職員が浄水施設の泥留池等の清掃に従事したとき。	(3)日額 470円	廃止		-	-	-	-	-	-	-	-
	(4)職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督又は検査等の業務に従事したとき。	(4)日額220円	継続		1時間以上地上7m以上又は 地表面下4m以上の深所 で行う工事の工事監督、天険 日額 260円	地上5m以上 日額300円	地上5m以上、地下3m 以上 日額 700円	地上10メートル以上、 地下4メートル以上 日額 200円	-	-	日額 200円（水面下4 m以上の深所 日額 200円）	
地上又は水面上20メートル以上の 箇所で行われたとき。	日額 320円	-		-	-	-	-	-	-			
上下水道 災害応急作業 手当	職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある水道施設及び下水道施設等の巡回監視又は当該施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に従事したとき。	○巡回監視 日額600円 ○応急作業等 日額910円	継続	継続	○巡回監視 日額530円（午後6時から 翌日の午後6時まで は、50/100を加算） ○応急作業等 日額770円（午後6時から 翌日の午後6時まで は、50/100を加算）	1時間300円	○正規勤務時間外 1回 1,200円 ○深夜 1回 1,500円	日額 390円	-	-	-	
上下水道 緊急出勤手当	職員が正規の勤務時間外において、緊急の工事に係る業務に従事するため出勤したとき。	1回 900円（深夜 の場合 200円加 算）	廃止	廃止 早急に民間委 託すること	-	日額500円	1回 2,500円	1回 1,500円	-	-	1回 1,120円	

⑤岡山市公営企業職員の特殊勤務手当一覧表

番号	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
1	危険物取扱者、電気主任技術者、衛生管理者、放射線取扱主任者、産業廃棄物処理施設技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者又はエネルギー管理員	1月につき 500円
2	産業医	1月につき 4,400円
3	停水処分に従事した職員	1件につき 570円
4	水道料金の滞納整理等に従事した職員	1日につき 220円
5	勤務時間外又は休日等に緊急呼出によって出勤した職員	1回につき 1,800円 ただし、緊急呼出によって出勤した時間が深夜となる場合は1回につき300円を加算する。
6	浄水課に勤務する職員で交替勤務により浄水・送水業務に従事した職員	1日につき 560円 ただし、正規の勤務時間が深夜において行われる場合は勤務1回につき600円を加算する。
7	水道施設における高圧受電設備の保安、点検作業に従事した職員	1回につき 100円 ただし、粉塵を伴う作業に従事した場合は1回につき500円を加算する。
8	ア 浄水課に勤務する職員で次亜塩素酸ナトリウムその他の有害物を取扱う作業又は次亜塩素酸ナトリウム注入設備の補修作業に従事した職員	1回につき 60円
	イ 水質試験所に勤務する職員で有害物を取扱う作業に従事した職員	1日につき 220円
9	ア 浄水又は配水施設の維持補修のため現場作業に従事した職員	1日につき 200円
	イ 配水施設の維持管理のため現場作業に従事した職員	1日につき 160円
10	1時間以上にわたり地上7メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物の工事現場監督、点検又は1時間以上にわたり地表下4メートル以上の深所で行う工事現場監督、点検に従事した職員	1日につき 260円
11	ア 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の巡回監視の作業に従事した職員	1日につき 530円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において行われた作業にあっては、その額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。
	イ 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の応急作業又は緊急作業のための災害状況の調査に従事した職員	1日につき 770円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において行われた作業にあっては、その額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

⑥岡山市医療職員の特殊勤務手当一覧表

番号	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
1	レントゲン撮影又はアイソトープ検査に直接従事した職員	1日 330円
2	市立市民病院に勤務する職員で結核患者若しくは感染症患者を診察した医師、看護した看護師若しくは准看護師又は結核病棟若しくは感染症病棟で看護補助した看護助手	1日 140円
3	死体の解剖又は死体の処置に従事した職員	1件 2,860円
4	正規の勤務時間（岡山市病院局就業規則第12条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事した看護師、准看護師又は助産婦	1回 3,200円 ただし、深夜における勤務時間が2時間未満の場合は2,000円
5	感染症の検査に直接従事した職員	1日 320円
6	産業医	1月 4,400円
7	衛生管理者	1月 340円
8	年末年始及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日で管理者が定める日において勤務した職員で管理者が認めた職員	1日 6,500円以内で管理者が定める額